

法人を取り巻く環境と課題

勤労者医療の充実

- ・ 高齢化とともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者及び疾病を抱えながら働いている労働者が増加傾向で推移している。
- ・ 感染症予防法等が改正され、新興感染症等への対応が求められる。
- ・ 地域医療構想を踏まえ、地域医療における労災病院の個々の役割についても検討が必要となっている。

勤労者の安全向上

- ・ 労働者の高齢化や第3次産業への就労者の増加に伴い、労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」などの労働災害が増加している。
- ・ 第3次産業や中小事業場における安全対策の遅れ、化学物質に対する事業場における自律的管理体制への対応が課題となっている。

産業保健の強化

- ・ 女性労働者・個人事業者の増加に伴う健康推進等の産業保健上の対応が課題となっている。

その他事業

- ・ 国民の利便性等向上のためのデジタル社会の実現に向けて、手続きのオンライン化、関係機関との情報連携、デジタル技術を活用した新たな事業展開が求められている。

課題を解決するための取組

勤労者医療の 充実

勤労者医療の拠点として労災病院の安定的な経営を確保し、疾病の予防から医療の提供、治療と仕事の両立支援までの一貫した取組を行うことにより勤労者医療を充実するとともに、地域医療に貢献する。

産業保健の強化

産業保健活動について、中小企業や女性への支援を引き続き行うとともに、個人事業者フリーランスなども含め多様な働き方に対応した産業保健活動への支援に取り組むなど、産業保健に係る対応を強化する。

勤労者の 安全向上

作業行動や化学物質を起因とする労働災害の防止、労災疾病等に係る研究について、行政政策に反映される研究を進めるとともに、広く国民の理解に資するよう、積極的で分かりやすい広報活動を通じて、労働者の安全向上に取り組む。

その他事業

未払賃金の立替払事業、納骨堂の運営事業、建設アスベスト給付金の支払業務について適切に実施する。

「勤労者医療の充実」の見直し及び措置

I 労災病院事業

- 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供
労災病院が行う疾病の予防、診断、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の総合的な取組(勤労者医療)について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと先導的に実践するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる。
- 大規模労働災害、新興感染症(再興感染症を含む。)等への対応
感染症予防法等の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定に則った対応を行うとともに、厚生労働大臣から要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣を行う。
- 地域医療への貢献
都道府県が今後策定する第8次医療計画を踏まえ、効果的な地域医療連携を推進する。また、各労災病院において、地域医療構想調整会議等の議論にも参画し、地域に求められている役割を明確にした上で、病院機能の見直し、合理化を図る。

II 治療就労両立支援事業

- 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進
労災病院、労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした両立支援チームが患者へのきめ細やかな支援を行う。
- 企業等に対する支援
産業保健総合支援センターにおいて、治療と仕事の両立に係る正しい知識・理解の普及、相談対応、労働者と事業所との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施する。
- 人材の育成
「両立支援コーディネーター」の養成のための基礎研修を実施するとともに、更なる実践能力の向上のための取組を検討、実施する。

III 専門センター事業

重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、効率的、効果的な運営に努める。また、再生医療での連携や、新たなリハビリテーション技術や自立支援機器等の開発・普及に取り組む。

「勤労者の安全向上」の見直し及び措置

IV 研究事業

労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

- 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究、労災疾病等に係る研究開発の推進
第14次労働災害防止計画で示された行政課題を踏まえた研究テーマを設定して実施する。
- 労働災害の情報分析機能の強化、分析結果の効果的な周知
安全衛生の取組の効果について事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づきその有用性を証明するとともに、災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。
- 化学物質の危険性・有害性に基づく対策の促進、自律的管理への支援、有害性調査の実施
労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、事業場に対して化学物質の危険性・有害性に基づく対策の情報発信を行うことや、小規模事業場における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。

「産業保健の強化」の見直し及び措置

VI 産業保健活動総合支援事業

事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービス提供

- 事業場における産業保健活動への支援
事業者、産業医等を対象とした研修について、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。また、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、月経関連疾患など女性特有の健康課題に係る知見向上を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修や個人事業者向けに健康管理に関する研修を実施する。
- 産業医及び産業保健関係者への支援
- メンタルヘルス対策の推進
- 産業保健活動総合支援事業の利用促進

「その他事業」の見直し及び措置

VII 未払賃金立替払事業

デジタルガバメントの実現に向けて、現在文書での提出を求めている未払賃金立替払の請求について、「規制改革実施計画」を踏まえ、令和7年度末までにオンライン化に向けて調整するとともに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図る。

VIII 納骨堂の運営事業

IT技術を活用することにより新たな仕組みを構築し、国民に広く納骨堂を周知することで、労働災害防止に向けて意識付けを強化する。

IX 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務

業務の適切かつ迅速な実施に引き続き努める。

組織の運営・業務全般に関する見直し

組織の運営

重要な労働政策課題に対応したより質の高い成果を生み出すため、引き続き優秀な人材の確保・育成を図りつつ、機構のスケールメリットを生かした効率的かつ効果的な組織運営を実施するとともに、ニーズの多様化等の変化に積極的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。

業務全般に関する見直し

I 業務運営の効率化 II 内部統制の強化 III 労災病院の経営改善 IV 情報セキュリティの強化